

大垣 税 務 署

(☎78・4101)

確定申告のしる家内

平成25年分確定申告の期間と会場は次のとおりです。

◆期間

2月17日(月)～

3月17日(月)

(土・日を除く)

午前9時～午後5時

◆会場

大垣市民会館(3階大会議室)

○住宅借入金等特別控除説明会

一定の要件に当てはまる新築家屋を購入し、入居された方を対象に、大垣税務署と他市町との合同による住宅借入金等特別控除説明会を開催します。当日は、必要書類を持参してもらい、確定申告書を作成・提出していただきます。(住宅取得資金に係る贈与税の申告書も作成・提出できます。)

説明会は、次の日程です。

◆日時(安八町指定日)

2月13日(木)

午前9時15分～正午

※右記にお越しいただけない方

2月13日(木)

午後1時～4時30分

2月12日(水)・14日(金)

午前9時15分～正午

午後1時～4時30分

◆場所

大垣市民会館(3階大会議室)

◆必要書類

①認印

②筆記用具(計算機)

③申告者の預貯金の口座番号がわかるもの

④住民票の写し

⑤登記事項証明書等

⑥源泉徴収票(原本)

⑦工事請負契約書・売買契約書等の写し

⑧住宅取得資金に係る借入金

金の年末残高証明書

⑨補助金を受け取った場合は、その金額を明らかにする書類

⑩その他申告に必要な書類

※借入金により家屋の敷地を併せて取得した場合は、敷地にかかる⑤・⑦・⑧の書類が必要で

※取得した住宅が認定長期優良住宅の場合及び贈与税の申告をされる場合に必要書類については、税務署へお問い合わせください。

○税理士による無料税務相談所

◆日時

2月17日(月)～26日(水)

(土・日を除く)

午前9時30分～午後4時

(午後3時30分受付終了)

◆場所

イオンタウン大垣

イースト棟

2階コミュニティホール

税 務 課

(☎64・7102【直通】)

住民税の住宅ローン控除の申告について

前年分(平成25年分以降)

の所得税の住宅ローン控除を受けた方で、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく控除しきれなかった額がある場合には、個人住民税から控除することができます。

◆控除の対象となる方

平成11年から平成18年末まで又は平成21年から平成25年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けた方で、控除しきれなかった額がある方。

※平成19年から平成20年末までに入居した方については、所得税の住宅ローン控除の1年間の控除率を引き下げ、控除期間を10年から15年に延長することを選択できる特別措置が設けられたため対象外です。

◆控除される税額

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額(ただし、所得税の課税総所得金額等の額の5%を限度として、最高で97,500円)

◆申告の手続き

税務署への確定申告や勤務先での年末調整の際に、所得

税の住宅ローン控除を受けた方は、その内容に基づき個人住民税(町・県民税)の住宅ローン控除も適用されますので、町への申告は不要です。

◆申告期限

詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

※申告相談の日程、場所等は来月号の広報でお知らせします。

消費税法改正等の

お知らせ

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることとなりました。引き上げ後の税率は、消費税率と地方消費税率の合計で8%になります。

国税庁のホームページでは、特集ページを設けて消費税法の改正内容等をお知らせしています。この特集ページでは、改正消費税法の内容を盛り込んだリーフレットや経過措置のQ&Aなどを掲載しています。

詳しくは国税庁ホームページ内、消費税法改正のお知らせ(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippan/oho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>)をご覧ください。

あすなるの園

(☎63・0222)

こども相談会を開催します

○ことは数が少ない

○言われていることが、よく分かっていない

○発音がはつきりしない

○視線が合いにくく、落ち着きがない

○友だち同士で遊べない

○人前で話そうとしない

○生活習慣がうまく身につかない

このように、お子さん(就学前の幼児)の発育が心配な方は、お気軽にご相談ください。

◆日時

1月16日(木)

午後1時～4時

◆場所

中央保育園内

あすなるの園

◆相談員

中部学院大学

講師 松波和子 先生

◆申込方法

相談をご希望の方は、事前にお電話であすなるの園へご連絡ください。

◆問い合わせ先

あすなるの園

☎63・0222